

成田赤十字病院 診療情報開示要項

1. 目的

- (1) この要項は、インフォームド・コンセントの理念や「日本赤十字社の保有する個人情報保護規定」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」の趣旨に基づき、医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者及び医療施設の管理者（以下「医療従事者等」という。）の診療情報の提供等に関する役割や責任の内容の明確化・具体化を図るものであり、医療従事者等が診療情報を積極的に提供することにより、患者等が疾病と診療内容を十分理解し、医療従事者と患者等が共同して疾病を克服するなど、医療従事者等と患者等とのより良い信頼関係を構築することを目的とする。

2. 定義

- (1) 「診療情報」
診療の過程で、患者の身体状況、病状、治療等について、医療従事者が知り得た情報をいう。
- (2) 「診療記録」
診療録、処方せん、手術記録、助産録、看護記録、検査所見記録、エックス線写真、紹介状、退院した患者に係る入院期間中の診療経過の要約、その他の診療の過程で患者の身体状況、病状、治療等について作成、記録又は保存された書類、画像等の記録をいう。
- (3) 「診療情報の提供」
①口頭による説明、②説明文書の交付、③診療記録の開示等具体的な状況に即した適切な方法により、患者等に対して診療情報を提供することをいう。
- (4) 「診療記録の開示」
患者等の求めに応じ、診療記録を閲覧に供すること又は診療記録の写しを交付することをいう。

3. 診療情報の提供に関する一般原則

- (1) 医療従事者等は、患者等にとって理解を得やすいように、懇切丁寧に診療情報の提供を行うよう努める。

4. 医療従事者の守秘義務

- (1) 医療従事者は、患者の同意を得ずに、患者以外の者に対して診療情報の提供を行うことは、「成田赤十字病院における個人情報の管理、保護に関する実施要綱」はもとより、医療従事者の守秘義務に反し、法律上の規定がある場合を除き認められないことに留意する。

5. 診療記録の正確性の確保

- (1) 医療従事者等は、適正な医療を提供するという利用目的の達成に必要な範囲内において、診療記録を正確かつ最新の内容に保つよう努める。
- (2) 診療記録の訂正は、訂正した者、内容、日時等が分かるように行う。
- (3) 診療記録の字句などを不当に変える改ざんは、行ってはならない。

6. 診療中の診療情報の提供

- (1) 医療従事者は、原則として、診療中の患者に対して、次に掲げる事項等について丁寧に説明する。
 - 1) 現在の症状及び診断病名
 - 2) 予後
 - 3) 治療・処置及び看護の方針
 - 4) 処方する薬剤について、薬剤名、服用方法、効能及び特に注意を要する副作用
 - 5) 代替的治療法がある場合には、その内容及び利害得失（患者が負担すべき費用が大きく異なる場合には、それぞれの場合の費用を含む。）
 - 6) 手術や侵襲的な検査を行う場合には、その概要（執刀者及び助手の氏名を含む。）、危険性、実施しない場合の危険性及び合併症の有無
 - 7) 治療目的以外に、臨床試験や研究などの他の目的も有する場合には、その旨及び目的の内容
- (2) 医療従事者は、患者が「知らないでいたい希望」を表明した場合には、これを尊重する。
- (3) 患者が未成年者等で判断能力がない場合には、診療中の診療情報の提供は親権者等に対して行う。

7. 診療記録の開示

- (1) 診療記録の開示に関する原則
 - 1) 医療従事者等は、患者等が患者の診療記録の開示を求めた場合には、原則としてこれに応じる。但し、手術中等に撮影された映像については、成田赤十字病院長の了承を得たうえで対応する。
 - 2) 診療記録の開示の際、患者等が補足的な説明を求めたときは、医療従事者等は、できる限り速やかにこれに応じる。この場合にあっては、担当の医師等が説明を行うことが望ましい。
- (2) 診療記録の開示を求め得る者
 - 1) 診療記録の開示を求め得る者は、原則として患者本人とするが、次に掲げる場合には、患者本人以外の者が患者に代わって開示を求めることができるものとする。
 - ① 患者に法定代理人がいる場合には、法定代理人。ただし、満15歳以上の未成年者については、疾病の内容によっては患者本人のみの請求を認めることができる。
 - ② 診療契約に関する代理権が付与されている任意後見人。
 - ③ 患者本人から代理権を与えられた親族及びこれに準じる者。
 - ④ 患者が成人で判断能力に疑義がある場合は、現実に患者の世話をしている親族及びこれに準ずる者。
- (3) 診療記録の開示に関する手続
 - 1) 成田赤十字病院長は、以下とおり診療記録の開示手続を定める。
 - ① 診療記録の開示を求めようとする者は、成田赤十字病院長に対して申し立てる。なお、申立ての方式は書面（「診療録等開示申込書」）による申立てとし、申請先は医事管理課とする。
 - ② 申立人が患者本人の場合は、自己が診療記録の開示を求め得る者であることを証明する。（運転免許証等顔写真が掲載されているものの提示。ただし、

高齢による運転免許返納やその他の理由により、顔写真が掲載されている証明書がない場合はこの限りでない。）

- ③ 申立人が患者本人以外の場合は、ア. 患者が指名したこと、イ. 申請者本人であること、ウ. 患者との関係をそれぞれ証明する。（戸籍謄本などを提示）
 - ④ 医事管理課担当者は、担当の医師等の意見（同意・不同意）を求める。
 - ⑤ 成田赤十字病院長は、速やかに診療記録の開示をするか否か等を決定する。
 - ⑥ 医事管理課担当者は、決裁を了した後、これを申立人に通知する。
 - ⑦ 成田赤十字病院長が診療記録の開示を認める場合には、日常診療への影響を考慮して、日時、場所、方法等を指定することができる。
- (4) 診療記録の開示に要する費用
- 1) 診療記録等の謄写に要した代金等の実費については、申立人に請求する。
 - 2) 交付費用

開示手数料	1回の申請につき	3,300円(税込)
診療録等	コピー1枚につき	22円(税込)
画像データ (エックス線、MRI等)	CD-R1枚につき	1,100円(税込)
エックス線	六つ切	770円×枚数(税込)
	四つ切	880円×枚数(税込)
	大四切	990円×枚数(税込)
	大角	1,100円×枚数(税込)
	半切	1,210円×枚数(税込)
	CT用半切	1,210円×枚数(税込)

8. 診療情報の提供を拒み得る場合

- (1) 医療従事者等は、診療情報の提供が次に掲げる事由に該当する場合には、診療情報の提供の全部又は一部を提供しないことができる。
 - 1) 診療情報の提供が、患者本人の心身の状況を著しく損なうおそれがあるとき。
 <想定され得る事例>
 症状や予後、治療経過等について患者に対して十分な説明をしたとしても、患者本人に重大な心理的影響を与え、その後の治療効果等に悪影響を及ぼす場合。
 - 2) 患者本人が開示を希望しないとき。
 <想定され得る事例>
 患者本人以外の方から開示の請求がされた場合であって、患者本人が開示を希望しない場合、又は患者の利益に反すると認められる場合。
 - 3) 診療情報の提供が、第三者の利益を害するおそれがあるとき。
 <想定され得る事例>
 患者の状況等について、家族や患者の関係者が医療従事者に情報提供を行っている場合に、これらの者の同意を得ずに患者自身に当該情報を提供することにより、患者と家族や患者の関係者との人間関係が悪化するなど、これらの者の利益を害するおそれがある場合。
 - 4) その他、開示を適当でないと認める相当の理由があるとき。
 ※ 個々の事例への適用については個別具体的に慎重に判断をする。
- (2) 医療従事者等は、診療記録の開示の申立ての全部又は一部を拒む場合には、原則として、申立人に対して文書によりその理由を示す。また、苦情処理の体制

についても併せて説明する。

9. 遺族に対する診療情報の提供

- (1) 遺族に対する診療情報の提供に当たっては、3・7の(1)・(3)及び(4)並びに8の定めを準用する。ただし、診療記録の開示を求め得る者の範囲は、患者の配偶者、子、父母及びこれに準ずる者（これらの者に法定代理人がいる場合の法定代理人を含む。）とする。
- (2) 遺族に対する診療情報の提供に当たっては、患者本人の生前の意思、名誉等を十分に尊重する。

10. 他の医療従事者からの求めによる診療情報の提供

- (1) 医療従事者は、患者の診療のため必要がある場合には、患者の同意を得て、その患者を診療した又は現に診療している他の医療従事者に対して、診療情報の提供を求めることができる。
- (2) 診療情報の提供の求めを受けた医療従事者は、患者の同意を確認した上で、診療情報を提供する。

11. 診療情報の提供に関する苦情処理

- (1) 医療施設の管理者は、診療情報の提供に関する苦情の適切かつ迅速な処理のための体制の整備に努める。

附 則

この要項は平成12年 4月 1日から施行する。

平成19年	3月28日	一部改正
平成24年	12月 1日	一部改正
平成26年	4月 1日	一部改正
平成29年	4月 1日	一部改正
平成29年	5月 1日	一部改正
平成30年	4月 1日	一部改正
令和 3年	3月 1日	一部改正
令和 4年	4月 1日	一部改正